（別紙５－２）

設備に関する調書（保育室等を２階以上に設ける場合・屋上に屋外遊戯場を設ける場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |

１．建物の施設・設備について

各項目について、各該当箇所にチェック（☑又は■）を記入してください。

※□が複数ある項目は該当するいずれかを、1つしかない項目は必ずチェックされる必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）建物構造 | □ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物 □ 建築基準法第2条第9号の3(ロを除く)に規定する準耐火建築物 |
| （２）建築構造区分 | 　　　　　　　　　　　　造 　　　　　階建 |
| （３）階段 | 共通事項 | □ 階段は、地上又は避難階（直接地上へ通ずる出入り口のある階をいう）に直通し、かつ乳幼児の避難に適したものである。 |
| □２階建 | (常　用) | □ 屋内階段　□ 屋外階段 |
| (避難用) | □ 屋外階段□ 次のいずれかの設備□ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路のうち屋外に設け、乳幼児の避難に適した構造のもの（ア)□ 上記アに準ずる設備（非常用滑り台）□ 待避上有効なバルコニー（｢児童福祉施設の設置及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（H26.9. 5雇児発0905第5号）」第2の2（2）（エ）の要件を満たす構造のもの）□ 次のいずれかの構造の屋内階段□ 建築基準法施行令第123条第一項各号に規定する構造（当該階段の構造は、建築物の一階及び二階の部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号の要件を満たすもの)□ 建築基準法施行令第123条第3項各号に規定する構造 |
| □３階建 | (常　用) | □ 次のいずれかの構造の屋内階段□ 建築基準法施行令第123条第1項各号に規定する構造□ 建築基準法施行令第123条第3項各号に規定する構造□ 屋外階段 |
| (避難用) | □ 屋外階段□ 次のいずれかの設備□ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設け、乳幼児の避難に適した構造のもの（イ）□ 上記イに準ずる設備□　次のいずれかの構造の屋内階段□　建築基準法施行令第123条第1項各号に規定する構造（当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号の要件を満たすもの)□ 建築基準法施行令第123条第3項各号に規定する構造 |
|  | □４階建以上 | (常　用) | □ 次のいずれかの構造の屋内階段□ 建築基準法施行令第123条第1項各号に規定する構造□ 建築基準法施行令第123条第3項各号に規定する構造□ 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |
| (避難用) | □ 建築基準法施行令第123条第２項各号に規定する構造の屋外階段□ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路□ 次のいずれかの構造の屋内階段□建築基準法施行令第123条第1項各号に規定する構造（当該階段の構造は、同条第1項の場合においては、建築物の保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第１０号の要件を満たすもの)□ 建築基準法施行令第123条第３項各号に規定する構造 |
| （４）その他安全対策 | □ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落防止の設備が設置されている（階段、窓、等）。 |

○３階以上の建物の場合は、次も記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| （４） | □ 1（3）の各階段が避難上有効な位置に設けられ、かつ保育室等の各部分（最も遠い部分）からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となっている。 |
| （５） | □ 調理室以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第一項に規定する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられている。□ 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもの（パッケージ型自動消火装置等）で自動式のものが設けられている。□ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている（｢児童福祉施設最低基準の一部改正について（H14.12.25雇児発第1225008号）」第2の3（3）（ウ）の要件を満たす設備）。 |
| （６） | □ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分は、建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料で仕上げている。 |
| （７） | □ 非常警報器具又は非常警報設備が設けられている。 |
| （８） | □ 消防機関へ火災を通報する設備が設けられている（電話で可）。 |
| （９） | □ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて消防法第8条の3第一項の性能を満たす防炎処理が施されている。 |

○その他特記事項

|  |
| --- |
|  |

２．屋上に設ける屋外遊戯場の設備について

屋上の設備について、次の内容の設置状況について記載してください。

|  |
| --- |
| □ 便所、水飲み場等の設置がされている。 |
| □ 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられている(2方向避難を満たすこと)。 |
| □ 屋上への出入口は、特定防火設備に該当する防火戸を設置している。 |
| □ 油その他引火性の強いものは設置されていない。 |
| □ 屋上の周囲について、乳幼児の転落防止に適した設備（金網、上部内側湾曲、など）の設置がされている。 |
| □ 屋上にも通ずる警報設備が設置されている。 |
| □ 屋上から非常を知らせる設備が設置されている。 |
| その他特記事項 |